

子どもの防煙研究会会則

1. 本会は 子どもの防煙研究会 と称する。
2. 本会は原則として年1回以上の集会を催し、1) 子どもに関わる医療・教育・行政の専門職の禁煙宣言を促進し、周囲の者への禁煙支援の輪を広げる活動、2) 胎児期から成人に至るまでの全てのライフサイクルにおける受動喫煙防止のため、家庭、学校、地域、医療機関の無煙化促進につながる活動、3) 喫煙している子どもの禁煙支援に関する実践活動および研究活動、これらを実現するための全国で関連の講演会などを行うことで、その地域での医療・教育・行政の連携を促進し、各地に「無煙社会のモデル」を広め、子どもの喫煙問題・受動喫煙に関する科学的調査研究を積極的に行うと共に、主旨に賛同する関係者の情報交換を目的とする。
3. 本会は世話人会をおき、世話人会は会の企画運営にあたる。
4. 世話人会は世話人代表及び若干名の世話人により構成される。
5. 新たな世話人および世話人代表は世話人会において選出する。世話人代表の任期は毎年1～12月とし再任は妨げない。
6. 研究会の運営などに適切な助言を受けるため、世話人会は1～2名の相談役を委嘱することができる。
7. 子どもの防煙に関する様々な指導を仰ぐため、世話人会は1～2名の顧問を委嘱することができる。
8. 会員は別添の「子どもの防煙研究会・宣言」に賛同し、子どもの防煙に携わる者とする。入会希望者については、世話人会の承認を得るものとする。ただし、タバコ産業（国内外を問わない）に勤務する者、同産業から資金を得ている者、同産業の発展を支援する全ての者の参加は、いかなる理由があっても認めない。
9. 年会費は 1,000円 とする。
10. 本会会則の変更は世話人会の決議による。
11. 本会の事務局の所在は付則に記載する。
本会会則は2005年9月1日から施行する。
本会会則は2006年2月25日、世話人会の決議で改定された。

子どもの防煙研究会会則付則

1. 本研究会の事務局は愛知県家田印刷（電話：052-881-3594、FAX：052-872-4590）におく。
2. 上記事務局が活動休止となった場合は、暫定的にそのときの世話人代表の所属施設に事務局を移転する。2006年1月から当分の間、世話人代表の所属施設は、国立成育医療センター研究所、成育政策科学研究部（電話：03-3416-0181 内線4263、FAX：03-3417-2694）となる。
本付則は2006年2月25日から施行する。